



三重県公報

県章

昭和53年12月5日 火曜日 第10717号

目次

規則

- 三重県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林政課) 2
- 告示
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 9
- 保険医療機関及び保険薬局の指定 (同) 9
- 農地法の規定に基づく土地配分計画 (農業構造改善課) 12
- ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病検査の実施 (畜産課) 12
- 保安林の指定及び解除をする予定である旨の通知 (林業課) 13
- 漁船損害補償法の規定による付保義務の同意 (漁政課) 13
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (港湾課) 14
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 16
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 21

海調委告示

- 漁業法第11条第4項の規定による公聴会の開催 (海区漁業調整委員会) 22

公告

- 老朽ため池整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 (耕地第一課) 23
- 土地改良事業を相当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (同) 23
- 同件 (同) 23
- 同件 (同) 24
- 同件 (同) 24
- 同件 (同) 24
- 土地改良事業の認可 (同) 25
- 同件 (同) 25
- 土地改良事業計画の変更認可 (同) 25

課長
課長補佐
主任
主査
主事
技正
技士
主簿
事務

- 既設県営住宅の補充入居者の募集 (建築課) 25
- 正 誤
- 昭和53年11月4日付け三重県公報第10711号 (畜産課) 26



三重県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十三年十二月五日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第五十七号

三重県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県林業改善資金貸付規則(昭和五十二年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の項中ロをへとし、イの次に次のように加える。

ロ 技術導入資金	(イ)に掲げるものを購入する場合にあつては、一セットにつき四百九十九万円	五年以内
林業の生産行程を改善するための能率的な技術を導入する場合において必要な機械又は施設で次に掲げるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	(イ)に掲げるものを購入する場合にあつては、一セットにつき百万円	
(イ) 集材機で林野片長官が定める基準に適合するもの	(イ)に掲げるものを設置する場合にあつては、一セット(育苗室百平方メートル分)につき百八十九万円	
(ロ) 苗木床替用機械で林野片長官が定める基準に適合するもの	(ロ)に掲げるものを購入する場合にあつては、一セットにつき四百万円	
(ハ) ミスト装置を用いて育苗を行うための施設で林野片長官が定める基準に適合するもの	(ハ)に掲げるものを購入する場合にあつては、一セットにつき二百五十万円	
(ニ) 林内作業用トラクタ	(ニ)に掲げるものを購入する場合にあつては、一セットにつき百九十九万円	
(ホ) 樹園地作業用牽引車改造剝離搬出用施設(いわゆるモ		

ノレール)
(イ) 単線循環式踏床線

別表第一号の項に次のように加える。

ニ 特認間伐施設資金	杭先切削機にあつては、一セットにつき百五十万円	五年以内
専ら間伐に係る林産物の加工に用いられる杭先切削機、杭木くん焼機、焼成研磨機、自動丸棒研磨機、自動丸棒削機又は木毛製造機を購入し、又は設置するのに必要な資金	杭木くん焼機にあつては、一セットにつき三十万円	
	焼成研磨機にあつては、一セットにつき五十万円	
	自動丸棒研磨機にあつては、一セットにつき百万円	
	自動丸棒削機にあつては、一セットにつき四百三十万円	
	木毛製造機にあつては、一セットにつき三百万円	

別表第二号の項イ資金の種類の中「防振装置付きチェーンソー」の下に「若しくは携帯用刈払機」を加え、同項イ貸付限度額の中

「防振装置付きチェーンソーで農林大臣が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき十八万円」を	
「防振装置付きチェーンソーで農林水産大臣が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき十八万円」を	に改める。
「防振装置付きの携帯用刈払機で農林水産大臣が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき六万円」を	

第二号様式中その7をその9とし、その6をその8とし、その5をその7とし、その4をその6とし、その3をその5とし、その5の前に次のように加える。

事業計画書 (特認間伐施設資金用)

その4

1 総括表

申請者の氏名又は呼称	製材実績 (過去3ヶ年平均)		現在設置している機械、施設				導入機械・施設				申請額 千円		
	主伐材	間伐材	品目	メカニ	目的	台数	購入時期 年月	品目	メカニ	規格能力等 更新型の別		台数	単価 円

注 規格能力等欄には、処理原木の直径、月間の処理能力等を記載する。

2 機械・施設設置年月日

年 月 日

3 間伐材集荷計画

過去3年平均間伐材集荷量 ()m ³	年度		年度		年度		年度		年度		5年合計 m ³
	集荷地域	集荷主体	集荷数量 m ³	集荷地域	集荷主体	集荷数量 m ³	集荷地域	集荷主体	集荷数量 m ³	集荷地域	
合計											

注 1 集荷主体欄には、間伐材の買取相手方を記載する。(明確でない場合には、森林所有者何名、素材生産業者何名等として差し支えない。)

2 集荷地域欄には、市町村又は郡単位に記載する。

4 資金計画

機械・施設設置費 千円	資金調達方法		
	林業改善資金 千円	自己資金 千円	その他 千円
(100%)	(%)	(%)	(%)

注 () は構成比を記載する。

第一号様式中その2をその3とし、その1の次に次のように加える。

その2

事業計画書 (技術導入資金用)

1 総括表

(専ら間伐に用いられる機械・施設に係るもの)

申請者又は氏名	間伐対象林分の面積 (過去3ヶ年平均)	現在設置している機械・施設		導入機械・施設		申請額 (千円)			
		面積 (ha)	積材 (m ³)	品目	数量		品目	数量	単価 (円)

(専ら間伐に用いられる機械・施設以外のものに係るもの)

申請者又は氏名	事業実績 (過去3ヶ年平均)	現在設置している機械・施設		導入機械・施設		申請額 (千円)	
		品目	数量	品目	数量		単価 (円)

注 事業実績は、貸付対象機械・施設の種類のに応じて、造林、素材生産、種苗生産等の実績を記入する。

2 機械・施設設置年月日

年 月 日

3 利用計画

間伐利用計画 (専ら間伐に用いられる機械・施設に係るもの)

過去3年平均間伐実施実績 (ha)	間伐対象林分の所在地	森林所有者氏名	年度		年度		年度		年度		5年合計 (ha)
			面積 (ha)	間伐材生産計画量 (m ³)	団地名又は所在地	面積 (ha)	団地名又は所在地	面積 (ha)	団地名又は所在地	面積 (ha)	
合計											

機械・施設利用計画 (専ら間伐に用いられるもの以外のものに係るもの)

過去3年平均実績	年度	年度	年度	年度	5年合計
合計					

注 当該機械・施設を利用して行い事業の計画 (量) を記入する。

4 資金計画

機械・施設設置費	千円	(100%)		
	林業改善資金		千円	(%)
	自己資金		千円	(%)
その他	千円	(%)		
方法				

注 () は構成比を記載する。

要 旨

この要旨は、公布の日から施行する。



三重県告示第592号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
齋木内科	志摩郡阿児町鶴方1206-4	53.11.1
タナカ産婦人科	桑名市益生町42-1	53.11.1
山崎内科	伊勢市本町3の15	53.10.11
永田歯科医院	三重郡川越町大字豊田324	53.10.23

三重県告示第593号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定年月日
三重県農業協同組合連合会 員弁厚生病院	員弁郡北勢町阿下喜751	53.11.1
小野田セメント健康保険組合 藤原診療所	〃 藤原町東祥寺	53.11.1
小柳内科小児科医院	四日市市東富田町30-10	53.11.1
内科小児科石川医院	〃 北浜町5-11	53.11.1
石川内科医院	〃 住吉町6-9	53.11.1
西村医院	〃 中部12-5	53.11.1
森内科医院	〃 本町9-5	53.11.1
森内科医院	〃 室山町357	53.11.1

外科整形外科中 村医院	四日市市迫山崎町3-22	53.11.15
田中醫院	〃 西日野町3112	53.11.1
龜山製絲診療所	龜山市東御幸町130	53.11.1
小山病院	津市一身田大古曾1734-10	53.11.4
今野眼科医院	〃 中央11-3	53.11.1
野地医院	〃 大字野田字大ヶ瀬 泉ヶ丘団地21-101	53.11.1
三重県立 草の実学園	〃 高茶屋小森上野705	53.11.1
セントラル硝子 松阪工場診療所	松阪市大口町字新地1521	53.11.25
川俣診療所	飯南郡飯高町粟野146-1	53.11.1
大西診療所	多気郡大台町佐原1010	53.11.1
海野小児科医院	伊勢市浦口2丁目2-13	53.11.1
本橋産婦人科医 院	〃 一之木1丁目8-7	53.11.1
田畑外科	〃 河崎2丁目4-3	53.11.1
有井内科耳鼻咽 喉科医院	〃 古市町330	53.11.1
西村医院東奈分 院	度会郡南島町東宮2417	53.11.14
市立長岡診療所	鳥羽市相差町1028	53.11.1
石野医院	志摩郡阿児町神明282	53.11.1
大橋医院	北牟婁郡海山町相賀812-5	53.11.1
大西医院	〃 紀伊長島町海野1302	53.11.1
石原医院	〃 紀伊長島町1051	53.11.1
大石産婦人科医 院	熊野市有馬町707	53.11.1
森下内科小児科 医院	上野市向島町3473	53.11.1
松生医院	〃 安場413-1	53.11.1
壬生野診療所	阿山郡伊賀町川西590	53.11.1
拓植更生農業協 同組合 更生医院	〃 伊賀町大字拓植町2296	53.11.1
福喜多眼科	名張市本町201	53.11.1
木口医院	名張市富貴ヶ丘3-45	53.11.1
三重県厚生農業 協同組合連合会 員弁厚生病院	員弁郡北勢町阿下喜751	53.11.1

今村歯科診療所	四日市市滝川町19-7	53.11.1
橋本歯科	〃 東富田町23-30	53.11.1
阿倉川歯科医院	〃 阿倉川町12-3	53.11.1
太田歯科医院	津市東丸之内18-40	58.11.14
高森歯科医院	〃 中央10-23	53.11.1
加藤歯科	久居市本町1351	53.11.1
滝川歯科診療所	一志郡白山町南家城759	53.11.1
滝川歯科川口診 療所	〃 白山町川口2373	53.11.1
カガミ歯科診療 所	〃 白山町藤176	53.11.1
カガミ歯科出張 診療所	〃 白山町二本木759	53.11.1
中谷歯科医院	松阪市新町897	53.11.1
昭栄歯科診療所	〃 鎌田町昭和通192-6	53.11.1
龜山歯科医院	〃 六軒60	53.11.1
浜瀬歯科医院	〃 大黒田町1765	53.11.7
中村歯科医院	度会郡度会町棚橋1440-3	53.11.1
泰道歯科医院出 張所	〃 度会町脇出	53.11.1
大岩歯科医院	鳥羽市鳥羽1丁目3-2	53.11.1
嘉田歯科医院	尾鷲市栄町11-41	53.11.1
川上歯科診療所	〃 九鬼町63	53.11.1
宮沢歯科医院	〃 朝日町15-5	53.11.19
脇歯科医院	北牟婁郡紀伊長島町1001	53.11.1
松生医院	上野市安場413-1	53.11.1
平林薬局	桑名市明正町14	53.11.1
いけだ薬局	三重郡菰野町 大羽根園並木通り11-4	58.11.15
株式会社 森谷薬局	四日市富州原町15-5	53.11.1
田金属薬局	鈴鹿市江島町3343	53.11.1
龜山薬局	龜山市東町855	53.11.1
小澤薬局	津市柳山津興1512	53.11.1
マルミヤ薬局	一志郡白山町南家城1435	53.11.1
大効堂薬局	〃 一志町大字田尻76-3	53.11.15
大生堂薬局	松阪市愛宕町841	53.11.1
下村薬局	〃 本町2327	53.11.1

有限会社	伊勢市宮後1丁目2-21	53.11.1
昭和薬局		
増田薬局	度会郡二見町江569-32	58.11.15
中山薬局	志摩郡大王町船越1092-2	53.11.1
宮本薬局	〃 志摩町越賀638	53.11.1

三重県告示第594号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項の規定に基づき、次のように土地配分計画を作成した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

地区名	所 在	増 反 者		団 体	
		予定売渡 口 数	予定売渡 面 積 m ²	予定売渡 口 数	予定売渡 面 積 m ²
三 瀬 谷	多気郡大台町大字上菅	1	280		
尾 鷲	尾鷲市大字南浦			1	2,520
国 府	志摩郡阿児町大字国府	1	513		

三重県告示第595号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を次のとおり実施する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

- 1 実施の目的
ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵の生産又はその目的で飼養している鶏
- 3 検査の方法
急速凝集反応及び赤血球凝集抑制反応
- 4 実施の期日
昭和53年12月12日から同月25日まで
- 5 実施する区域
員弁郡

三重県告示第596号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定及び解除をする予定である旨、通知があつた。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

第1 解除

- 1 保安林の所在場所
松阪市柚原町字朴ノ木1332、字細谷1346、1347、1347の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

第2 指定

- 1 保安林の所在場所
第1の1に同じ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第597号

次のものについては、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意があつたものと認める。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

漁船損害補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出年月日	加入区	発起人の住所及び氏名	
昭和53年10月11日	和具浦	鳥羽市答志町和具浦	中村市治
		" "	橋本喜洋司
		" "	山本小三郎
昭和53年10月12日	引本	北牟婁郡海山町大字引本浦	濱田徳二
		" "	野村信一
		" "	坂長平
昭和53年10月3日	木本	熊野市木本町	浜本深一
		" "	坂井市松
		" "	浜中喜代子

三重県告示第598号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があつた。

なお、当該出願に係る関係書類は、昭和53年12月5日から3週間、三重県土木部港湾課、三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所及び二見町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和53年12月5日

宇治山田港港湾管理者の長

三重県知事 田川亮三

1 出願の年月日

昭和53年11月27日

2 出願者の住所及び名称

津市広明町13番地

三重県

3 埋立区域

(1) 位置

度会郡二見町大字今一色51、51-1、51-2、50、49番地先の道路敷をはさむ公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と0の地点とを直線で

結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 宇治山田港北突堤燈柱(北緯34°31'02"4 東経136°19'26"00)から220°31' 1,410mの地点
- 2の地点 1の地点から225°30' 13.30mの地点
- 3の地点 2の地点から213°00' 7.90mの地点
- 4の地点 3の地点から215°30' 3.90mの地点
- 5の地点 4の地点から220°30' 3.30mの地点
- 6の地点 5の地点から230°00' 3.20mの地点
- 7の地点 6の地点から232°00' 3.60mの地点
- 8の地点 7の地点から236°00' 12.90mの地点
- 9の地点 8の地点から232°30' 2.50mの地点
- 10の地点 9の地点から 45°30' 2.70mの地点
- 11の地点 10の地点から 45°00' 4.20mの地点
- 12の地点 11の地点から 40°00' 5.00mの地点
- 13の地点 12の地点から 32°00' 5.00mの地点
- 14の地点 13の地点から 24°00' 6.00mの地点
- 15の地点 14の地点から 20°00' 3.10mの地点
- 16の地点 15の地点から 20°00' 4.60mの地点
- 17の地点 16の地点から 19°00' 14.50mの地点
- 0の地点 17の地点から 82°00' 7.90mの地点

(3) 面積

338.00㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

度会郡二見町大字今一色51、51-1、51-2、50、49番地先の道路敷をはさむ公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と0の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 宇治山田港北突堤燈柱(北緯34°31'02"4 東経136°19'26"00)から220°31' 1,410mの地点
- Aの地点 1の地点から 81°30' 6.60mの地点
- Bの地点 Aの地点から 95°35' 55.30mの地点
- Cの地点 Bの地点から103°20' 15.50mの地点
- Dの地点 Cの地点から256°30' 21.40mの地点
- Eの地点 Dの地点から185°20' 31.90mの地点

- Fの地点 Eの地点から172°10' 24.00mの地点
- Gの地点 Fの地点から179°40' 48.90mの地点
- Hの地点 Gの地点から168°10' 7.60mの地点
- Iの地点 Hの地点から198°55' 32.40mの地点
- Jの地点 Iの地点から 93°40' 32.20mの地点
- Kの地点 Jの地点から 85°00' 27.50mの地点
- Lの地点 Kの地点から173°55' 93.30mの地点
- Mの地点 Lの地点から185°30' 58.20mの地点
- Nの地点 Mの地点から160°30' 48.50mの地点
- Oの地点 Nの地点から144°00' 17.80mの地点

(3) 面積

7,328.00㎡

5 埋立地の用途

(1) 道路用地

別途埋立てに係る臨港道路用地に沿って、延長45m 面積約300㎡を配置する。

(2) 防潮壁用地

道路用地の北側に幅0.3m延長45m面積約38㎡を配置する。

三重県告示第599号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
新町地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
員弁郡北勢町大字新町字今起、宮之段、山之神
- 3 区域の土地の表示
員弁郡北勢町大字新町字今起231、514、510、489、488、486、481、471の1、字山之神465の2、465の4、465の3、448、452の2、447の1、447の4、字宮之段328、328の1、325の2、312、306の2、303の3、286、283、281、276、274の1、265の2、266、260、259、257、254、252、251、249、244、242、239、237、236、233の土地及びこれらに介する国有地又は公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
水沢地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市水沢町字富倉
- 3 区域の土地の表示
四日市市水沢町富倉638の3の土地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大広地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡白山町大字川口字大広、洞
- 3 区域の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から8号まで順次直線で結んだ線、標柱8号と9号を大広川の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱9号と10号を直線で結んだ線、標柱10号と11号を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱11号と12号を直線で結んだ線、標柱12号と13号を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱13号と1号を町道大広線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介する国有地又は公有地

標柱	所在地
1号	一志郡白山町大字川口字大広6809番
2号	字洞6945番
3号	字大広6816番
4号	6821番1
5号	6841番9
6号	6841番7
7号	6834番1
8号	" "
9号	" "
10号	6821番1
11号	" "
12号	6804番3
13号	" "

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
阿曾下り地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字阿曾字片山

3 区域の土地の表示

次のイの地点からへの地点を順次直線で結んだ線、への地点から大宮町大字阿曾字片山287と286の境界線に沿つてトの地点まで結んだ線、トの地点から同字同285の2と282及び292の境界線及び281の1と283の境界線に沿つてチの地点まで結んだ線、チの地点からリの地点まで認定外道路との官民地境界線に沿つて結んだ線、リの地点からイの地点まで町道旧国道阿曾線の官民地境界線に沿つて結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 大宮町大字阿曾字片山220、226の4と町道旧国道阿曾線の境界線の交わる地点

ロの地点 大宮町大字阿曾字片山220、226の4と225の2の境界線の交わる地点

ハの地点 大宮町大字阿曾字片山222、223と224の境界線の交わる地点

ニの地点 大宮町大字阿曾字片山224、271と認定外道路の境界線の交わる地点

ホの地点 大宮町大字阿曾字片山271と288の境界線上で同地番に接する国有地から10mの地点

への地点 大宮町大字阿曾字片山287、289と286の境界線の交わる地点

トの地点 大宮町大字阿曾字片山286、287と国有地の境界線の交わる地点

チの地点 大宮町大字阿曾字片山281の1、283と認定外道路の境界線の交わる地点

リの地点 大宮町大字阿曾字片山277と認定外道路と町道旧国道阿曾線の境界線の交わる地点

第5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

波切天白地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡大王町大字波切字天白

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から3号まで順次直線で結んだ線、標柱3号と4号を認定外道路の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱4号から6号まで順次直線で結んだ線、標柱6号から7号まで認定外道路の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱7号と1号を直線で結んだ線に囲まれた

区域及びこれに介在する国有地又は公有地

標柱	所在地
1号	志摩郡大王町大字波切字天白598番
2号	〃 〃 〃 〃 596番
3号	〃 〃 〃 〃 535番
4号	〃 〃 〃 〃 534番
5号	〃 〃 〃 〃 547番
6号	〃 〃 〃 〃 569番
7号	〃 〃 〃 〃 598番

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

五ヶ所浦一地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町五ヶ所浦大字五ヶ所浦

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を町道本町1号線の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱2号と3号を町道本町2号線と町道明神3号線と認定外道路の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱3号と4号を結んだ線、標柱4号と5号を認定外道路の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱5号と6号を町道五ヶ所浦山手線の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱6号と7号を結んだ線、標柱7号と8号を認定外道路の官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱8号と9号を結んだ線、標柱9号と10号を水路の境界線に沿つて結んだ線、標柱10号と11号を結んだ線、標柱11号と1号を町道沼木越路旧本線と県道伊勢南勢線と国道260号線の官民地境界線に沿つて結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

標柱	所在地
1号	度会郡南勢町五ヶ所浦大字五ヶ所浦字西河原1041番
2号	〃 〃 〃 〃 〃 字東明神955番
3号	〃 〃 〃 〃 〃 字堂ノ上909番
4号	〃 〃 〃 〃 〃 〃 904番1
5号	〃 〃 〃 〃 〃 字アンノ上1060番
6号	〃 〃 〃 〃 〃 字午後881番1
7号	〃 〃 〃 〃 〃 字アンノ上1107番
8号	〃 〃 〃 〃 〃 〃 1106番
9号	〃 〃 〃 〃 〃 〃 1114番
10号	〃 〃 〃 〃 〃 〃 1166番
11号	〃 〃 〃 〃 〃 字ヲヲト1158番

第7

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
相賀新町地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡海山町大字相賀字新町
- 3 区域の土地の表示

次のイの地点とロの地点を海山町大字相賀字相神812の6、812の14と812の7の境界線に沿って結んだ線、ロの地点とハの地点を直線で結んだ線、ハの地点とニの地点を同字新町847の1と同字在ノ上856の15、856の5の境界線及び同字同843の8、843の5と843の3、843の2、843の4の境界線に沿って結んだ線、ニの地点とホの地点を直線で結んだ線、ホの地点とへの地点を同字同843の28と同字雷丸840の1、840の2、840の境界線に沿って結んだ線、への地点とトの地点を国道42号線の官民地境界線に沿って結んだ線、トの地点とチの地点を直線で結んだ線、チの地点とリの地点を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、リの地点とイの地点を町道仲田9号線の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

- イの地点 海山町大字相賀字相神812の14、812の7と町道仲田9号線の境界線の交わる地点
- ロの地点 海山町大字相賀字相神812の6、812の7と国道42号線の境界線の変わる地点
- ハの地点 海山町大字相賀字新町847の1と国道42号線の境界線上で同字同847の1と同字在ノ上856の15と国道42号線の境界線の交わる地点から3mの地点
- ニの地点 海山町大字相賀字在ノ上843の5、843の4と843の34の境界線の交わる地点
- ホの地点 海山町大字相賀字在ノ上843の34、843の28と同字雷丸840の1の境界線の交わる地点
- への地点 海山町大字相賀字雷丸840、同字在ノ上843の28と国道42号線の境界線の交わる地点
- トの地点 海山町大字相賀字在ノ上843の9と国道42号線上で同字同843の9と843の28と国道42号線の境界線の交わる地点から6mの地点
- チの地点 海山町大字相賀字相神815の6と認定外道路と国道42号線の境界線の交わる地点
- リの地点 海山町大字相賀字相神815の22と認定外道路と町道仲田9号

線の境界線の交わる地点

第8

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
相賀卯山地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡海山町大字相賀字卯山
- 3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次直線で結んだ線、標柱4号と1号を県道南浦海山線の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

標柱	所在地
1号	北牟婁郡海山町大字相賀字卯山1438番29
2号	〃 〃 〃 〃 1438番1
3号	〃 〃 〃 〃 〃
4号	〃 〃 〃 〃 〃

第9

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
南大谷地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡勢和村大字片野字南大谷、高皿、大字朝柄字恵下、ドンゾ
- 3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱2号と3号を直線で結んだ線、標柱3号と4号を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱4号から1号まで順次直線で結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

標柱	所在地
1号	多気郡勢和村大字朝柄字ドンゾ2984番1
2号	〃 〃 〃 〃 2988番
3号	〃 〃 〃 〃 2989番
4号	〃 〃 〃 字ドンゾ3018番4
5号	〃 〃 大字片野字南大谷2248番
6号	〃 〃 〃 〃 2230番1

三重県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画道路事業
7・5・1 白塚駅西線
- 3 事業施行の期間
昭和53年12月5日から昭和56年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県津市白塚町字白山及び字白池並びに栗真小川町字中沢地内
 - (2) 使用の部分
なし



三重海区漁業調整委員会告示第8号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、区画漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催する。

昭和53年12月5日

三重海区漁業調整委員会会長 竹内義明

- 1 日時
昭和53年12月6日 午後1時から
- 2 場所
津市栄町 三重県合同ビル3階第5会議室
- 3 議題
区画漁場計画について
鳥羽市桃取町、志摩町のうち和具、御座、浜島町浜島、南勢町のうち宿浦、相賀浦、神原、五ヶ所浦、中津浜、迫間浦、磯浦、南島町のうち阿曾浦、槌柄浦、贅浦、奈屋浦、神前浦、方座浦、古和浦、紀勢町錦、紀伊長島町のうち長島、海野、道瀬、三浦、海山町のうち白浦、島勝、矢口浦、引本浦、尾鷲市のうち須賀利町、天満浦、大曾根浦、行野浦、九鬼町、早田町、三木浦町、古江町、曾根町、梶賀町、熊野市のうち二木島町、遊木町地先海面における区画漁業(魚類養殖業)の免許内容等の事前決定について



土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営笠田大溜地区老朽ため池整備事業計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和53年12月8日から同月27日まで
- 3 縦覧の場所
員弁町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、安濃町営土地改良事業(内多地区)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - (3) 条例の写し
- 2 縦覧の期間
昭和53年12月8日から同月27日まで
- 3 縦覧の場所
安濃町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村営土地改良事業(園地区)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和53年12月8日から同月27日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村営土地改良事業（小滝地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和53年12月8日から同月27日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、志摩町営土地改良事業（桜枝田地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和53年12月8日から同月27日まで

3 縦覧の場所

志摩町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、津市営土地改良事業（山垣内地区）を昭和53年11月28日認可した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、明和町営土地改良事業（東行部第3地区）を昭和53年11月27日認可した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、頼田土地改良区の土地改良事業計画（友田地区）の変更を昭和53年11月23日認可した。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条の規定により、既設県営住宅の補充入居者の募集を次のとおり行う。

昭和53年12月5日

三重県知事 田 川 亮 三

1 受付の期間及び時間

昭和53年12月5日（火）から同月25日（月）までの午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。

2 入居申請受付場所

入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課

3 募集する県営住宅

鈴鹿市、松阪市（上川、京宮及び宝塚団地に限る。）、伊勢市（城田団地に限る。）及び上野市内の県営住宅

4 入居申請資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚

姻予約者を含む。)があること。

(2) 三重県内に住所又は勤務場所を有すること。

(3) 公営住宅法に規定する月収があること。

5 詳細については、入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課又は県土木部建築課へ問い合わせること。

正 誤

昭和53年11月14日付け三重県公報第 10711 号に登載した、家畜伝染病の発生(三重県告示第556号)中

ページ	行	誤	正
2	表中	1群	3群
		1	4
		1	32
"	表を除き4	3群	39群

ゆっくり走ろう

毎月11日は交通安全の日

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,300円

1箇年 15,600円

昭和53年12月5日印刷発行

津市広明町13番地

印刷 三重県総務部学事文書課